\bigcirc 港 湾 法 第 兀 + 八 条 \mathcal{O} 兀 第六 項 第 号 0 玉 土交通大 臣 . (7) 指 定す る 電 子 計 算

(平成二十年十月一日)

機

国土交通省告示第千百六十六号)

改正 令和六年二月一日国土交通省告示第六六号

港 湾 法 昭 和 <u>-</u> 五. 年 法 律 第 百 十八 号) 第 四 + 八 条 \mathcal{O} 兀 第六 項 第一 号 \mathcal{O} 規定に基づき、 国土交通

大 臣 \mathcal{O} 指 定 す る 電 子 計 算 機 を 次 \mathcal{O} ょ うに 定 8 る。

港 湾 法 第 兀 + 八 条 \mathcal{O} 兀 第 六 項 第 号 \mathcal{O} 玉 土 交 通 大 臣 \mathcal{O} 指 定す る 電 子 計 算 機

国 土 交 通 大臣 \mathcal{O} 指 定 す る 電 子 計 算 機 は 次 \mathcal{O} と お り とす る

輸 出 入 • 港 湾 関 連 情 報 処 理 セ ン タ] 株 式 会 社 \mathcal{O} 使 用 に 係 る 電 子 計

玉 土 交 通 省 に 設 置 さ れ る 電 子 計 算 機

附 則 (令 和 六 年二 月 日 玉 土 交 通 省 告 示 第六六号)

この告示は、公布の日から施行する。

算

機